

建設水道常任委員会

令和4年2月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎奥村 容子 ○齋藤 文夫 嶋田 善行
井上 卓也 木澤 正男
伴 議 長

2. 欠席委員

中川 靖広

3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	都 市 建 設 部 長	上 田 俊 雄
建 設 農 林 課 長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田 中 弘 二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都 市 創 生 課 長	本 庄 徳 光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	上 下 水 道 課 長	猪 川 恭 弘
同 課 長 補 佐	上 田 和 弘		

4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐 谷 容 子 監 査 委 員 室 課 長 補 佐 角 井 幸 司

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 井上委員、木澤委員

委員長

おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、中川委員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名をいたします。

会議録署名委員に、井上委員、木澤委員のお二人を指名をいたします。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日予定をしております審査案件は、お手元に配付をしておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。
本庄都市創生課長。

都市創生
課長

おはようございます。それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することにつきましてご報告を申し上げます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備についてでございます。三室・紅葉ヶ丘区間の電線共同溝の工事につきましては、2月下旬から再開され、年度末の竣工に向けてすすめられると確認しております。次に、五百井・興留区間についてでございます。埋蔵文化財の発掘調査につきましては、昨年12月16日に完了をしております。また、測量調査、地質調査につきましても、12月末に完了しているところでございます。なお、詳細設計につきましては、年度末の完了に向けて、鋭意進められていると確認をとらせていただいております。続きまして、興留・幸前区間8工区についてでございます。昨年11月の本委員会でいただきました興留5丁目地区において、本線が東西に開通するこ

とで、本線より北側にお住まいの方が、法隆寺駅方面に向かう際の動線や地域全体の様々な影響についてでございます。現在、国で検討が行われているところでございまして、引き続き、地域の方への丁寧な説明と真摯な対応を行いながら、合意形成を図ってまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、継続審査 都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。
木澤委員。

木澤委員 課長から8工区の区間について、国で検討していると説明があったと思うんですけども、どういう内容で何を検討していただいているんですか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生 課長 まず、先般11月の委員会でご質問いただきました、いわゆる県道大和高田斑鳩線から三代川沿いの町道までの区間でございます。そこに本線のほうが入ってまいりますので、その間、約200メートル東西の道が5本程度ございます。団地内にもこの程度の道がございます。そこを本線が通ることによりまして、その南北の交通に動線上、影響が出るというようなことで、どういう形でその接続をしていくのかというようなところで検討をされていると。つきましては、どういった形で結接をしていくかを含めまして地元にもきちっと説明をさせていただきながら対応していきたいと、このようなことで確認をとらせていただいているということでご理解いただければと思います。

木澤委員 前回の委員会で、前々回の委員会もそうですけど、近畿整備局の事業評価委員会について結論が出たという報告がありましたけども、結局、現行計画を進めますよというのが結論だったというふうに思うんです。地元のほうからは、現行計画を見直して、地元地域を分断するような道路にしないほしいという

意見が上がっていたことに対して、2年前にあった地元の説明会で、持ち帰って検討しますと、当時、奈良国道から来ておられた職員さんもおっしゃって、我々では答えは出せないなので、事業評価委員会で結論を出してもらいますというふうに当時、意見を述べておられました。

その後、昨年11月10日に開催されました事業評価委員会の会議録の詳細がその後上りましたので確認をさせていただきましたけれども、地元の説明会を行ったというその事実しか報告されていなくて、地元からこんな意見がありましたという報告は一切されてないんですね。地元理解を得るためにというふうに言ってますけど、地元の意見は一切、紹介もしない、聞きもしないでどうやって理解を得ようとしてるんですかね。

都市創生
課長

今おっしゃっていただいておりますまず事業評価委員会の中におきましても、委員から今回のいかるがバイパス、いわゆるいかるがパークウェイに関する情報提供ということで、今既に県道大和高田斑鳩線から西側の工区、三室交差点まで既に開通といたしましては、小吉田の法隆寺線との交差点から三室交差点まで開通を既に行っていると。また、県道それから東側の大和高田斑鳩線までの間につきましても用地買収が済んで、これから今後、今現在、詳細設計をされておりますけれども、工事に入っていくというようなところでございます。そういったところから、完成区間の完成以降の状況等も踏まえた情報提供をまずしっかりしていくようにということが1点意見として出ております。

また、地元の意見をしっかり吸い上げるように、というようなことでも委員のほうから言われておりまして、どういったご心配をされているのか。どういった懸念を抱いておられるのか。それを聞くように、というようなことも言われております。また、三つ目といたしまして、そのご意見あるいは懸念、いわゆるご心配をされている部分に関して、道路側の設計等々で改善できるものについては対応していくようにというようなことも改めて示されているところですので、その辺りも踏まえる中で地元の声をしっかり聞いて、それを道路整備の中に反映をしていくということで考えておられるものだというところで、町のほうも認識をしております、ということでよろしくお願いいたします。

木澤委員

そもそも現行計画ありきで、詳細を詰めるのに地元の意見を聞こうということですね。でもその前に、説明会をしたときに、地元の総意として現行計画を進めることには反対だと、見直してほしいという意見があるんですから、きちっとそれを評価委員会で報告して、地元のこういう声がありますよと、それに対してどう考えますかというその審議があって然るべきじゃないんですかね。それが誠意ある対応だというふうに思うんです。それをせずに、今までこれだけ反対自治会があってこの年数が過ぎる中で、今は反対ひとつしかないですよ。そこも説明会を受けてくれましたと。バイパスの反対の声はどんどん弱くなってってますよというそういう説明はしっかりしてるんですよ。それ、地元が聞いたらすごい怒りますよ。自分らの意見、言ったこと、一個も報告されてない。で、結論だけは出して、理解してくださいって。前の説明会に来られたときに、国交省の職員さんが、持ち帰って検討しますと。それは今までなかったことですから、それについてはきちっと地元と向き合って話合いをする気があるのかなという理解をしていたんです。ただ、今回の事業評価委員会の会議録を見る限りではまともに話をする気はないんやなど。誠実な対応とは言えないなという私はそういう印象を受けました。

これ、斑鳩町としても、地元の合意を得て進めていきたいと、町長方針でおっしゃってますけども、この国の対応に対してやっぱりきちっと抗議してほしいと思うんです。町長、いかがですか。

委員長

中西町長。

町長

前回のときもそういう意見をいただきまして、私のほうが国のほうにそういうことでお願いといいますか、いってきたいというようなお話をさせていただいております。今、言われるように詳細的なもの、私も今、聞かせていただいたところでございますけれども、やはり国のほうもその事業を進めていくとなれば、それなりに町としての対応というのは必要だと感じております。この件につきましては、今言われましたように、またこれから国のほうにいろいろ要望等を行います。その中で、私のほうからもその意見を言わせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

木澤委員。

木澤委員

今、改めて国のほうから、先ほど課長がおっしゃったように、地元だけじゃなくて町全体、反対されている自治会複数に対して説明会をしたいという申し出が来ていますが、今、それに対して第一地所自治会は、説明会を受けるか受けないかというのを全自治会員に対してアンケート調査を行っている段階です。それを踏まえて、受けるか受けないかという自治会として結論を出すということになってはいますが、このまま国の対応が続くようでしたら、その話すらできないという状況に今なっているというふうに思っていますので、そのところもしっかり国のほうに伝えていただきたいと思います。以上です。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

今、国のほうで検討されているということですが、町の以前の計画では、法隆寺駅北口からバイパスまで一本の道をつけるというふうなことをおっしゃってましたけれども、そこら辺の計画はどうなっているのか、ちょっと教えてください。

委員長

本庄都市創生課長。

都市創生
課長

今おっしゃっていただいております5号線の件かなと思っております。5号線の整備につきましては、基本的にはJR法隆寺駅周辺整備としてとりこんでおりますことから、JR法隆寺駅から県道大和高田斑鳩線への幹線道路へのアクセス等々、法隆寺周辺整備としてこれまで検討もしてきたところでございます。

現在、具体的なロードマップということでは策定はできておりませんが、いかるがパークウェイの事業の進捗の状況、さらには今回、昨年に締結をいたしました奈良県とのまちづくり連携協定の基本協定も結んだところですので、法隆寺駅と法隆寺を結ぶアクセスの方法の検討というようなところも踏まえながら、慎重にあるいは効果的あるいは効率的な方法で検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

嶋田委員

今おっしゃっている5号線の西側の住民の方全員の同意がなければ拡幅しないというふうなことを前町長が、確約書みたいな、念書ですわな、出しておられる。それを盾に西側の住民の方は拡幅に応じていただけないと。さらに、二十何戸も入っているマンション、もう既に建ってしまって拡幅はちょっと無理かなという気はしてるんですけども、北口からバイパスまで、やはり広い道路をつけて、それこそ法隆寺へ行く参拝道という形をやっていただきたいなと思いますので、そこら辺、県との駅前整備の協議の中でも慎重に考えていただきたいと思います。それと、興留過ぎて、あと幸前に行く予定の道ですけども、あそこら辺は東小学校へ通学する小学生の通学路になっているわけなんです。そこら辺、どのように考えておられるのか、計画の中で。それをちょっとお聞かせください。

都市創生
課長

県道から東側の東小学校の校区の関係するパークウェイの関係でございます。こちらに関しましては、パークウェイと三代川沿いの町道、あるいはそこから東側につきまして信号設置あるいは交差点協議、間隔期間協議ということで警察等との協議も当然、必要になってこようかなと考えておりますけれども、今おっしゃっていただいております通学路の関係でございますので、児童の安全な通学路の確保ということで教育委員会と連携をしながら国と協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

嶋田委員

今、細い町道を通って学校への登下校、児童たちがしているんですけども、バイパスがなった時点では、恐らく通学路も変わってくるのではないかなと、このように考えております。バイパスのところは広い歩道が恐らくできるのではないかなと。その分については子どもの安全は担保されるのではないかなと。しかし、それ以外の旧の村を通ったりして子どもたちが登下校するのにしゃべりながら行くんでね。旧の村を通るときには大分うるさいと、そういう声が聞こえてくるのではないかなと思いますので、そこら辺も計画の中で考慮してやっていただきたいと、このように思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 大和川遊水地整備事業について、理事者の報告を求めます。

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、国の事業であります、大和川遊水地整備事業について2点ご報告させていただきます。まず1点目といたしまして、JRと大和川の間にあります目安地区の大和川遊水地についてでございます。令和3年12月12日日曜日に目安自治会に対しまして説明会を開催いたしました。場所は、いかるがホール小ホール、当日は自治会員50名の方の参加をいただき、大和川遊水地の事業の目的・効果、などについて説明を行いました。具体的な説明内容につきましては、近年の洪水による全国的な被害状況や、大和川が決壊した場合の被害想定、大和川遊水地の必要性、大和川河川計画の概要、大和川中流部強靱化事業について、大和川遊水地の整備事業について、遊水地の整備・活用のイメージ、河川整備計画の効果、目安地区の遊水地整備計画平面図・横断図等、遊水地・墓地等の完成のイメージパースを使った説明等を行いました。説明会参加者からの主な意見といたしましては、完成後の農業用の排水についてどうなるのか。三代川の内水対策について教えてほしい、墓地を擁壁で囲んだ際に墓地内の排水対策はどうなるのか、水路・道路などの構造など具体的な計画を早く示してほしい。遊水地のメリットをわかりやすく説明してほしい、地元において遊水地に関するプロジェクトチームを作り、今後は具体的な整備に対する地元の要望などの協議をお願いしたい等、さまざまなご質問があり、国から一定の回答を行っております。今後も道路、水路などがどのようになるか目安自治会と協議を行いながら進めてまいります。

次に2点目です。JRと三代川の間三代川地区の遊水地についてでございます。令和4年3月に土地の測量・建物等の調査、用地境界の立ち合い実施に

向けて、地権者説明会を現在計画しております。説明会開催に際しては、現在はコロナの新規感染者数が増加している中ですので、新型コロナウイルス感染防止の観点から、2段階の方法で事業説明会を行ってまいります。第1段階としまして、わかりやすく資料や図を使った事業資料を作成し送付いたします。この資料をご自宅でご覧いただき、事業に対してご理解とご了承をお願いしてまいります。第2段階としまして、資料の送付だけではわからない、是非とも直接確認したことがある、などの場合、分散型の説明会を2月18日金曜日と2月19日土曜日、両日とも午後2時から午後6時からの2部構成で説明会を行ってまいります。場所は、中央公民館大ホールにて実施してまいります。

大和川遊水地整備事業についての説明は以上となります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 目安地区のほうの三代川の排水に対する国の回答を教えてくださいませんか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 質問の内容としましては、三代川が現在、大和川の水位が上がることによって三代川の樋門が閉まる。内水による浸水被害が多くありますので、その対策をとということでございます。現在、国といたしましては、この遊水地を作ることによって、その内水の水を遊水地の中へ取り込むということも、ひとつ検討していただいております。その、取り込む量を、どういう形、どのくらいの量を取り込んで、とれだけ内水被害を軽減できるかっていうのは、現在、国と町と検討中ではございまして、説明会の中では、そういったところを国・県・町で検討しながら考えてまいります、という回答を行っております。

木澤委員 量については検討ということですが、方法については、もう決まっているんですか。どういう手法で。

建設農林
課長

当初の説明会等々におきましては、ポンプで大和川本線に水を流すという説明を、一定、説明会でしておりましたが、現在、そのポンプが全国的に停止するという事例が多く発生しておりまして、そのポンプの停止により、浸水がさらに被害が拡大しているという事例もあることから、現在、国につきましては、その内水を大和川にポンプで出すのではなくて、遊水地の中に流し込むという形の手法を考えておられるということでございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

それでは、(2)斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、理事者の報告を求めます。本庄都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業につきまして、ご報告申しあげます。本案件につきましては、随時、本建設水道常任委員会に状況等をご報告いたしますとともに、昨年12月に開催いただいた勉強会、また、昨日の議員懇談会におきまして、呉竹荘との協議の状況、また、町の考え方等をご報告させていただく中で、議員皆さま方からさまざまなご意見等を賜ったところでございます。それでは、昨日の議員懇談会以後の状況も含めまして、改めてご報告させていただきます。

はじめに、2月10日付けで提出された呉竹荘からの借地料に関する上申書についてでございます。呉竹荘からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光業・宿泊業に深刻な影響が出ているなか、オープン後の施設の安定的な経営を鑑み、令和3年度から令和5年度の土地賃貸料について全額の減免をお願いしたい旨、上申書の提出があったところでございます。なお、駐車場の収支差額については、昨年度と同様に、町に納付する旨、合わせて申し出がされております。

昨年12月の勉強会以後、ホテルの開業時期を明らかにする文書を作成することなど、呉竹荘との協議を進めるなかで、新型コロナウイルス感染症の新た

な変異種による感染再拡大など、引き続き社会経済活動の見通しが不透明な状況下において、未だホテルのオープンができておらず、また、当初、事業計画で見込んでいた駐車場収入が引き続き見込めないなか、改めての支援を、上申書という形で、町に求められてきたものと認識をしております。

続いて、同日付で呉竹荘から書面で提出されました、本事業におけるとりくみ状況及び今後のスケジュールに関する報告でございます。コロナ禍において、ポストコロナを見据えた施設整備計画の見直しや、開業後の運営方法の見直し、工事再開に向けた工事費の積算の関係や金融機関との融資に関する事前協議の状況など、今後の予定等も含めて報告がされております。今後の事業スケジュールでございます。工事再開時期は、遅くとも令和5年度中、また、オープン時期は遅くとも令和6年12月中と明確に記されております。また、去る1月27日には、この事業スケジュールを含めて臨時取締役会に報告をされ、改めて、本事業に、引き続きとりくむことを決議されたものとの報告が合わせてなされております。報告書の最後には、事業へのとりくみ決意として、本事業について、引き続き、成功に向けてとりくんでいく方針に変わらないこと等、記されております。本町といたしましても、本事業によります将来的な町財政への寄与や本町の経済効果等も含めて慎重に検討いたしますとともに、懸案事項である、本当に開業する意志があるのか、いつ開業するのかなど、事業スケジュールを含めた開業時期等についても、しっかりと記されるよう相手方との交渉を協議を重ねてきたところであり、今回、その内容について書面により提出されたものと、このように認識をしております。

続いて、覚書の締結につきまして、ホテルの開業時期等、これら双方の意思決定内容を確認事項として、覚書という形で、取りまとめていくことについてでございます。本覚書につきましては、令和2年1月31日付けで締結をいたしました、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業 事業用定期借地権設定契約、いわゆる原契約の、新型コロナウイルス感染症の影響下における特別の取扱い、いわゆる特則として位置付けし、基本的な取扱いは原契約の規定を適用することとして調整してまいりたいと考えております。具体的な確認事項といたしましては、賃貸料の取扱いの関係を記しますとともに、呉竹荘の臨時取締役会の決議事項として報告書に記されている、令和5年度中に工事を再開

すること、また、令和6年12月末までに、仮称法隆寺パークホテルを開業することを明記する形で、呉竹荘と協議、調整を行っております。

町といたしましては、コロナ禍における民間事業者の深刻な経営状況や、観光産業の厳しい景況感、また、社会経済活動の先行きが不透明なこの時点において、将来の開業時期について、コロナの収束等の前提条件を付すことなく、明確かつ断定的に記載されるということは非常に重要でありまして、呉竹荘の本事業に対する決意の表れであると認識しております。つきましては、改めまして、町財政への寄与、長期的な経済効果等につきまして、長期的かつ総合的な観点から、本事業の実現に向けた、現時点でとりうる最善の対応について検討をいたしまして、本事業のパートナーとして呉竹荘を支援し、令和6年12月までのホテルの開業を目指すため、複数年、令和3年度から令和5年度までの3年間の賃貸料を免除、0円とする方向で考えていたところでございます。

町としましては、町と呉竹荘の双方が確認し、開業時期を明確に示した上で1日でも早い開業を目指すためには、呉竹荘の開業に向けた姿勢をより前向きに、そして加速度をつけるためには、複数年の減免期間を設けることが必要であるとこのように考えておりまして、昨日の懇談会でいただいたご意見も踏まえまして、令和3年度、令和4年度の2年間に改めて協議を進めることとし、既に呉竹荘への打診も行い、回答を待つ状況とこのようになっております。

令和5年度以降につきましては、そのときの観光業界の景況感をはじめ、社会経済活動の動向などを総合的に勘案をいたしまして、改めて検討することとし、その際には、議員の皆さま方ともご相談をさせていただきたく、このように考えておりますので、ご理解の程、よろしく申し上げます。

なお、駐車場の収支差額については、呉竹荘の申し出のとおり町の収入とする方向で、調整を進めてまいりたいと、このように考えております。

現在の状況等につきましては、以上でございますが、最後に、今後の対応等についてでございます。現在、免除期間に関して呉竹荘からの回答待ちとなっておりますが、本日の委員会でのご意見や呉竹荘からの回答内容等を踏まえながら、議会にもご相談を申しあげ、最終的な判断、方針を決定してまいりたいと考えております。その状況により、3月定例会に向けて、土地賃貸料を0円とする等の覚書の締結に必要となる議案等について調整をすすめてまいりたい

と考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本事案につきましては、今、現在、このような状況になっておりますことから、本事業に係ります令和4年度の本事業に係ります土地賃貸料2,075万1千円については、令和4年度の当初予算の歳入として計上しております。その取扱いに関しましても、ご相談申しあげてまいりたいと考えておりますので、併せて、よろしくお願い申し上げます。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、呉竹荘との現在の協議状況に関する報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 まず、最後の予算案に計上するか云々の話を先させてもらいますけど、そのまま計上していただいておくべきかなど。結果がどうなるかわかりませんが、議決もしして免除するとなっても、それは歳入が決算時に入らなかったということではありますけど、最初から削ってしまうと、もうそれに対してやはり問題があるという意見も出てくるでしょうから、それはもう計上しておいていただくべきかなというふうに思います。

それと、昨日の勉強会では覚書の案についてはペーパーで示していただきましたけど、この委員会の資料としては用意はしていただいてないんですか。

都市創生 本日は口頭で先ほどご報告をご説明させていただきました賃貸料の取扱いの関係、あるいはオープン時期を明確に示すということで、今、調整を進めているということでご理解をお願いいただけたらなと思っております。

木澤委員 先ほどの課長の説明だと、令和3年と4年と2年間ということでおっしゃったということで間違いはないですか。

都市創生 昨日の懇談会では令和3年度、令和4年度、令和5年度の3か年ということでお示しをさせていただいております。しかし、昨日の懇談会での各委員さ

んからのご意見等も踏まえまして、改めて令和3年度と令和4年度分の2か年分ということで現在、呉竹荘のほうにもその旨、見直しの打診をさせていただいており、回答待ちの状態となっております。

木澤委員 私も昨日の勉強会の時点で勘違いしていたんですけども、既に前年度、免除したのが令和2年度になるんですね。私、令和3年度と勘違いしてましたけれども、意見としては単年度で考えるべきじゃないかということで、ほかの議員さんからもそういう意見であったかなというふうに思いますけれども、そこは何で令和3年度と令和4年度と2年間というふうに考えられたんでしょうか。

都市創生課長 今のご質問の件に関しましては、昨年の勉強会以降、まずはホテルの開業時期等々を明確に示していくというようなところで交渉をさせていただいております。そのような中で、単年での免除の状況下であれば呉竹荘としては覚書、いわゆる、いつオープンするというのを明記できないということで協議が整っておりません。そのことから、改めて昨日のご意見も踏まえる中で、令和5年度、2年先になりますので、令和3年度と令和4年度という2か年で、いわゆる免除期間を短縮するような形で協議を進めたらということで呉竹荘のほうに打診をさせていただいたと、このようなことでございます。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 今の答弁の中で補足させていただきます。呉竹荘といたしましては、明記できないという話でありますけども、覚書として締結はすることは控えさせてほしいと。報告書で、令和5年度の工事着手、令和6年度の12月までに開業、これは覚書を締結する、しないにかかわらず呉竹荘からの取締役会も含めて、これはやっていきたいということは聞いておりますけども、個別に覚書として明記する場合は複数年でお願いしたい、という申し出でございました。

木澤委員 それはもう呉竹荘のほうで、複数年じゃないと受けませんという回答やということで理解します。昨日も覚書の案を見せていただいて、町の説明を聞いて

て思ったんですけども、我々、担保を取ってほしいとまずお願いしてた件ですけども、それはやはり覚書が履行されなかった場合にどうするのかということも含めて担保を取るという意味で私は理解してたんです。それがないと、履行しなかった場合、「はいそうですか」という、結局、現行契約の規定を対応するというだけで覚書が効果を発揮しないんじゃないかなと。向こうのほうがいっいつまでにオープンしますということを書きにして確認するということはできるでしょうけど、それが履行されなかった場合についても含めて担保を取るというふうに理解をしてたんですけども、そこは町はどういうふうに考えてはったんですか。

都市建設
部長

町といたしましては、まず宿泊誘致事業を目的としてホテルを誘致して早く開業していただいて、まちあるきの拠点となる箇所をつくっていきたいということを一に目的といたしておりますので、コロナ禍という一種の災害が起りましてこういう状況になっておりますけども、こういう状況の中でもやはり早く拠点となるホテルを開業していただきたいということを考えております。

そのためには、覚書等で明記していただいて、議会のほうにも示していけますし、また、そういった方向で進めるべきものというふうに考えているところでございます。

木澤委員

もうひとつよく分からないのが、罰則的なものをつける、覚書としてつけることになぜその呉竹荘のほうが同意できないのか。自分たちで、令和5年度中のオープンを目指しますと言ってきたら、それを約束する以上はそれが達成されなかった場合にはどうしますよというのをきちっと態度としても示してもらいたいと思いますし、していただけるものだというふうに理解をしてたんですけども、そこは向こうはどういう、何か言ってるんですか。

都市建設
部長

呉竹荘といたしましては当然、当初の契約で町が解除する場合、また呉竹荘から中止する場合の要項は契約が決まっておりますので、それに則って、もし開業できない、もしか何らかの原因で開業できない場合は粛々と進めていくということになりますけども。ここで勉強会でもご説明させていただいてますよ

うに、不可抗力というがございますので、その不可抗力の扱いについてやはり工事もしくは開業したかったけども、こういう状況でできなかったということになりかねないというところはございます。そこで、この覚書を締結して両者、確認をさせていただいて、より進むべき方向に早期に工事ができるようにということで町としてはお願いしているところでございます。

呉竹荘としては、決して後ろ向きな発言をしているわけではなくて、あくまでも工事もしくは開業を進めていきますよとただ、コロナ禍の中でご支援をお願いしたいというということで申入れをされているということでございます。

木澤委員 ということは、今、部長、覚書を書いても不測の事態があったときにはそれは達成されないという、それを前提にした覚書だというそういう説明になりますよね。今のだと。

都市建設
部長 覚書で、取り方の違いもあるかもわかりませんが、覚書がコロナ禍の中で覚書を交わしている状況でございます。だからコロナ禍において、この覚書の有効性は、これはまたその取扱いはどうなるかは別として、町としては、これは強固な、より意思決定だというふうに確認しているところでございます。

木澤委員 その期限を決められない、コロナがそこまで収束するかどうかもわからない中で、オープンした後の心配もありますし、その期限を区切ったの約束ができないというんだったら、コロナの状況が続く限りは援助をしてほしいという話をして、以前から言ってますように、それだったらきちっと基準を決めて、コロナの影響下にあるので町としてはこういう援助をしますよという話をすべきじゃないのかなと。それじゃなくて、いや、期限を区切って令和5年度までにオープンすると言ってきたのはるんですから、それやったらきちっと担保を取って、じゃあそのとおりに進めましょうねって、どっちかだと思うんです。

今、期限を区切って覚書を交わしましょうねと言ってるんやったら、きちっとじゃあそれが履行できるように担保をすべきやというのが私の考え方で、コロナの状況がさらに続いて履行されませんでしたといたら、ずるずる行くというのは非常に一番怖いんです。住民の皆さんにやはり理解してもらえないと

いうのが一番やと思うんですね。

だから、覚書を交わす以上は、それが履行できなかつた場合にどうするのかというのも含めて、なおかつオープンしてから、昨日の部長の説明の中で、きちっと賃借料は取っていきますと、それは当然そうなりますけど、それについても僕は覚書の中で、オープン以後の賃料についてもきちっと納めますと、そこまで書いていただいて、今、期限を区切って、例えば、令和3年から令和5年までの賃料全額免除するというこのことについても、まだ住民の皆さんに話はできんことはないとは思ってますけども、それが理解されなかつたら駄目ですけど、それもなしに賃料全額免除しますというのは、到底、住民の理解を得られるものではないというふうに思ってるんです。

そこは呉竹荘のほうは、それはできないという、そういうふうにもう理解していいんですね。まだ交渉の余地があるんですか。

都市建設
部長

今、委員がおっしゃっております、担保についてでございます。勉強会のときにもいろいろな「担保」という言葉の定義をしっかりと町のほうも説明が不足していたのかなということで、町のほうの担保につきましては、開業の約束、要は開業していただく約束を取り付けたいと。必ず開業するという前提でこの事業を、また免除等の措置、支援を検討していきたいというところで、町は呉竹荘と交渉しておりますので、この担保について開業の約束と捉えているところでございます。これひとつご説明させていただきたいと思っております。

それと、この覚書につきましても、一番当初に契約いたしました斑鳩町マルシェ宿泊施設等事業者誘致事業事業用定期借地権設定契約書というものが根本的に、これは原則としてもともと原案でありますので、これを踏まえてその補足として覚書を締結するもので、今後のこれからこういった災害、もしくはこういったことが起こるかわかりませんが、それはあくまでもその当初の契約書ののっとして進めていく上で何か不測の事態が起こったときに、こういったように例えば、町が支援するとか、逆に言ったら借地料も変動していきますのでそういった対応についても、この契約書に則って進めていくというのは原則でございますので、それが変わることはございません。

ただ、今、お願いしておりますのはコロナ禍という災害の中で、向こうもな

かなか観光業もしくはそういった宿泊の工事について厳しいところですので、上申書をもってお願いされているところで、町としてはある程度の支援をしていきたいということで考えているところでございます。

木澤委員　　そうなると、やはり私は一定の基準を設けて、痛み分けですよと、半分ですよということを申しあげてきましたけども、住民の理解が得られるのはそこまでだというふうに思っています。だから今の、期限を区切ってという話で、今進めてきてましたので、それやったらきちっと先のことも、履行できなかった場合のことも含めて書面で覚書を交わすんやったら、まだ話はできなこともないかなとは思ってましたけども。当然、だからコロナの下での対応になりますので、もともと想定もしていなかったですし、どちらが悪いというわけでもないですから一定の支援は必要だというのは以前から言ってきましたけども。町内の観光に携わっている業者さんがあると思うんですけども、そういうところからすると、何で呉竹荘だけなんやと。そりゃあ不満の声は出ると思うんです。それに対して一定の考え方をきちっと示して対応しないと、公金ですから民間の事業で自由に裁量できるものでもないですし、そこはやはりきちっと住民に説明できて理解を得られるような対応が必要だというふうに思っています。

今日の意見も踏まえてまだ呉竹荘と交渉されるということですけども、最終的に町の考え方としてどういうふうにするのか、していくのか、今日、結論を出せるか出せないかわかりませんが、町長は今、現時点でどういうふうに考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

委員長　　中西町長。

中西町長　　今いろいろ議論していただいているところでございます。呉竹荘のほうにそういういろいろな条件をつけよということでございます。ただ、今まで交渉してきている経過の中で、相手方の出方等を聞く中では、やはり令和5年までというのが必要ではないかという判断をしております。これは今後の町に対する経済効果と考える中で必要ではないかという判断でして、昨日はそれまでの協議ということで上げさせていただいたところでございます。

ただ、皆さん方の意見も聞きながら、やはり令和5年までの猶予が町民に対して説明できるのかどうかというような、いろいろな問題もあったわけでございます。その中で、内部での話をする中で、その令和5年までというのを令和4年に引き下げて、これで呉竹荘ともう一回協議するよにということにさせていただきました。ただ、今言われるような形の条件を付していくことになって、もう恐らく呉竹荘のほうは可能性が大きくなります。その中で、今この令和4年までということを決めさせていただいたわけでございます。この令和4年で呉竹荘がこれないとなれば、これはもうこの事業は断念しないといけないなど、そういうふうを考えておりますので、呉竹の結果次第ではこの事業は断念するという考えを持っております。

木澤委員

私も今回、前年度と違って、やはり前年度と同様の対応をしてはいけないというふうに思いますし、事業を継続できるのかどうかというのもやはり判断することも視野に入れて対応を考えていかないといけないのかなど。こちらのほうからの条件に対して、呉竹荘さんの対応、あまりにも一方的だというふうに思うんです。こんな関係で、オープン後もきちっとパートナーとして対等に付き合っていけるのかということと、やはり財政的にオープンしたからといって運営がうまくいくのか、その点も含めて、やはり町として支援をしていくべきなのかどうか、その判断が必要だというふうに思いますので、呉竹荘さんがこちらから示す条件に対してあまりにも受け入れられないという回答しかないのであれば、もう話ができないんじゃないかなというふうに私は感じています。

もう一点、昨日いただいた資料2の2枚目の5、金融機関との事前協議についてということで、読んでいて気になったんですけども、「今回のプロジェクトは地域活性化に資する事業であることから、地域の金融機関からも支援が必要」というふうには書いてるんですね。これは独自に呉竹荘さんが地元の金融機関に協力をお願いをしていくというだけの話じゃないのかなど。要は、町が間に入ってほしいという話だと思うんです。これ、横田議員も心配をされていまして意見を聞かせていただいていたんですけども、そうすると、一定、町が保証の一部を担うということにもつながってくるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そこはどうなんでしょうか。

都市創生
課長

5番、金融機関との事前協議の中で、今、ご質問いただいている内容が書かれています。これに関しては、木澤委員おっしゃっていただいておりますように第一義的には呉竹荘が融資を取り付けると。ここに書いております「政府系金融機関との協議」というところではあるんですけども、斑鳩町誘致事業だと、いわゆる地元活性化の事業だというようなところで政府系の金融機関のからいわゆる地元の金融機関の融資も取り付ける中で共にやっていきたいと思いますというような回答をもらってます、というところで、報告は受けております。

そのなかで、「貴町の協力を得ながら」というところではございますけれども、この融資の額であったりとか、そういったいわゆる町の事業ですよというようなところで、町のほうからも金融機関に対してそういった申入れといえますか金銭的なものであったり、いわゆる保証的なものであったりではなくて、いわゆる町からも金融機関への支援をお願いしたいということのお願いを共にお願いしたいというようなところで伺っておりますので、今、ご心配いただいたようなことはないものというふうに認識をしております。

委員長

ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

これを読ませていただくと、最初はインバウンド需要を充て込んで法隆寺のあそこにホテルを建てて経営をやっていこうということだったんですけども、今回このような事態になって、国内需要に重きを置いたということで、露天風呂付きとか、修学旅行生相手にとすることで計画変更されたと見られるわけですね。それは、今このような外国人観光客が全然来られへんから、それは経営者として当たり前のことであって、ここでホテル経営をやっていこうという意思はあると思うんです。せやけど、この今まで使った費用、埋蔵文化財の発掘だとか、こんなんはもう当初からわかっていたことすわな。それと、自分たちのインバウンドでやっていこうと思っていたのを国内需要に切り替えた計画変更に伴う設計変更も、これも呉竹荘の経営者の考えの変換で設計変更をやっていくということだから、これも町が原因でなったわけでも何でもないの、それを、せやから苦しいんやというふうなことを書いてあると。最初の契

約で、建物を建てて経営が軌道に乗るまで賃貸料を免除してくれ、とかそういうことは書いてあるんですか。

委員長 都市創生課長。

都市創生課長 原契約のほうにはそのような規定はございません。

嶋田委員 この呉竹荘のグループ、ホテルグループですね。インバウンドとかである程度の利益があったから、それをもってこの法隆寺に建てていこうと、経営していこうという考えであったのが、このコロナでインバウンドの需要が落ち込んでグループ全体がお金が回ってこないということで、この減免をされたと思うんですけれども。私、この減免については、複数年でやるより、このコロナで年々状況は変わっていくわけですから、そしたら、やはり単年度で考えていかなあかんと、このように思うわけです。しかも一応、契約やって賃料を払うということになってるんやから、賃料ゼロ%ということはおかしいんじゃないかなと。減免10%とか20%とか30%とか、その年の状況に応じてやっていかなあかんの違うかなと、そのように思うわけです。最初の勉強会的时候に、30年月賦で払っていただこうと、どうかというふうなこともおっしゃってましたけれども、それを聞いて、そういう方法もあるのかということいろいろ考えていったわけですね。例えば、減免50%、大体、賃料1千万円ですわ。それを30年で割ると、年に30万円、月に直すと3万円にもいかへんと。それすら払われへんような経営の状態のところは斑鳩町が共同でやっていくというのは、将来、物すごく心配なわけですね。月々3万円くらいの賃料も払われへんような経営の状態のところですよ。とにかく、何か今の経営者はリスクを背負いたくないんやというふうなことで、とにかく自分のリスクを除外していこうというふうなことだと思います。これについては、僕は、年々変化していくんやから単年度、しかもゼロじゃなしに減免何%という形、そういうふうなことでこの減免ゼロにしてくれということへの対処をしていったらどうかと。

例えば、これから5年間猶予期間を与えますと。6年以降を30年かかって払ってくださいと、賃料を。そういうふうな形で話をしていかなん仕方ない

のかなど。そしたら、住民の方も納得できるのではないかなど、僕はそのように思っているんです。年々変わるのに複数年ゼロ円というのはとてもじゃないけど説明できないですね。せやからもうちょっと向こうと話をさせていただきたい。それでも向こうが要らんと言わはんねやったら、もうこの話はないもんと考えな仕方がないですね。

委員長

上田都市建設部長。

都市建設
部長

嶋田委員がおっしゃっている内容につきましては、勉強会のときに土地賃借料の取扱いということでいろいろな案を示させていただきまして、その時に、もともと町は12月の段階では猶予で交渉していくと、免除については去年と同様の形になるので、交渉の中で猶予として取り扱ってまいりました。

呉竹荘とも後年で払ってほしいという交渉も町は行ってまいりましたが、なかなか呉竹荘としてはいい返事がいただけない、また、この上申書で令和3年から令和5年までを免除してほしいという中で交渉が現在に至っているという状況でございます。町といたしましては、前年度と同じような債権放棄はくれぐれも回避したいという思いで、そこは工事の着手、開業の約束を取り付けて、前年度と同じようなことは交渉としてやってきてないというようなところで、今現在進んでいる状況でございます。

委員長

ほかによろしいでしょうか。

井上委員。

井上委員

先ほどから話を聞かせてもらっているんですけども、前年度の全額免除という話のことで話は進んできまして、交渉を繰り返ししていただいているとは思いますが、この時代に進み、それはもう仕方がないからと思うんですけども、この今になってまたこの令和3年度、令和4年度まで、昨日の会議では令和5年度まで免除するという話、ゼロ円という話を確約に上申書、ここの場に持ってくるというのは、自分もどうかなとは思っています。

ただ、前回の話で減免10%、先ほど、委員おっしゃったみたいに10%、

30%減免しますよというふうな話の単年度で決めていくべきものであって、それを交渉されるものだと、自分自身は考えていたんですけども。

これ、どのような交渉をされてきて、斑鳩町の意見、議員側の皆さんがこの場で話をした意見をどのように持ち上げていって、呉竹荘のほうと交渉を進めていかれたのか。これ、時期だけではなく全面ゼロ円で免除しますよという形の話は最後の最後に、どう考えてもおかしな話だということは思うんです。半分であり、減免何%、そういう交渉をされていったのではなく、時期だけの交渉をされていたのか、その点どのような交渉を繰り返してこられたのか、ちょっとお聞かせください。

委員長

上田都市建設部長。

都市建設
部長

交渉内容につきましては、勉強会でも一定の説明をさせていただいていると思っております。それで、今、案を時期だけではなく、この案を示して、先ほども説明しましたように猶予案とか単年度で交渉して単年度の中で覚書の締結等も交渉してまいりました。ただ、呉竹荘としましては単年度ごとで決めていくというのは、呉竹荘も特に何も異論はない話で、町としましては去年と同様の単年度で債権の放棄だけで減免していくのはこれはもう町としてはできないということから、開業の約束をどうしても取り付けて、その開業されれば、建物を建てれば、その後の賃貸料についても賃借料だけで約9億円程度の賃借料が入ってきて、それに経済効果があるものと考えておりますので、そこを目的に進めているところでございます。ただし、呉竹荘といたしましても建物を建てる工事着手にあたりましては、建築費、5億円から8億円という話に聞いておりますけども、その費用がかかりますのでそこは慎重になっておられるので。慎重になっておられるというのは、後ろ向きではなくて、慎重に事を進めて、先ほどのインバウンドの話がございましたけども、当然、営利目的の企業でございますので、どうやったら少しでも観光客を集客できるのかというようなことも考えて、いろいろと呉竹荘は考えているところでございます。

町といたしましては、去年の債権放棄という事項とは別に、覚書等で開業の約束をどうしても取り付けて開業していただきたいという目的で今まで交渉し

てまいったという状況でございます。2年とか3年とかという話は、開業の約束を交渉する中で、ひとついろいろな方策を検討してまいったもので、工事着手、開業さえしていただければ、営業されれば、当然それに見合う費用は、賃借料は入ってくるという予定をしているところでございます。

委員長

恐れ入ります、質疑の途中ではございますけれども、会議が始まりまして1時間たちました。感染防止のためにここで20分間、休憩させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、10時25分まで休憩させていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長

それでは、会議を再開いたします。

ほかに、斑鳩町マルシェ宿泊施設事業誘致事業について、質疑、意見はございませんか。

都市創生
課長

私のほうの冒頭の説明の中で申しあげておりました呉竹荘からの上申書の関係でございます。いまだホテルのオープンが見込めない、できてない中で当初計画で見込んでいた駐車場収入とも引き続き見込めないというようなところから上申書が出てきたというところでございます。

確かに、ただいま多数ご意見をいただいておりますように、年間の賃貸料2,075万1,000円という契約はあるところではございますけれども、昨年12月の勉強会のおきにお示しをさせていただきました。当町が誘致事業をしたときとほぼ同時期の桜井市あるいは王寺町の誘致に当たっての優遇措置ということで、こういったことを他市町村でやられていると。当町は特段のそういった条例を定めた上での優遇措置もしてない中で、呉竹荘が手をあげていただいたというようなところがあります。

ただ、よくよく考えてみますと、誘致事業の募集要項の中で駐車場の賃貸料

2, 075万1, 000円、これに関しましては呉竹荘の収入、いわゆる事業者の収入になりますということで、いわゆる間接的な優遇措置、町の収入ではなくて呉竹荘の収入になりますというようなところでの間接的な優遇措置になるのかなど、このように考えております。そういったところも当然、呉竹荘は見込みながら手を上げてきたというふうなところでございます。

そういった中で、今般のこのコロナ禍の状況の中で、例えば、昨年度で申しますと概ね900万円弱ということで半分以下の収入しかない。その中で、契約上求められている、募集要項上求められている駐車場の経営を引き続き、やられているというようなところもございます。そういったところも踏まえる中で、町といたしましては、町が、私、担当として交渉をさせていただいている中では、その辺りの優遇措置的な駐車場収入が大きくこのコロナのせいで減少になっている。その中で経営を継続していると、駐車場を経営しているというようなところも踏まえる中での今回のこの覚書、いわゆるこういった形で開業時期等をしっかりと示して、その上で一緒に進めていきたいと思いますというようなことで協議は一旦、昨日お示しさせていただいた形で着地したというようなところでございます。ただ、昨日のご意見をいただく中で、令和5年度は2年先になりますので、そのときどういう状況になっているか分からないというようなところもありますので、それに関しては一定2か年というようなところで改めて協議をし直すということで、昨日、さっそく、呉竹荘にも打診をさせていただいたところでございます。その辺りの状況を踏まえていただきながらご検討いただけたらなというふうに思いますので、追加での私の説明となりますけれども、よろしく願いいたします。

委員長 ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。
 齋藤委員。

齋藤委員 昨日も話をしましたけども、例えば、2年になるんだったらペナルティも金額、原契約どおりじゃなくてペナルティも増やすべきじゃないかなど。向こうにとっては何もデメリットはない。もともとの契約どおりですから、今年やめようが来年やめようが何もペナルティが増えてないわけですから、本来の覚書

を2年にするんだったら、ペナルティもプラスアルファにするべきじゃないかなと思います。それは今までの話でわかりましたので、お答えはいいです。

もうひとつは、これから続けていくに当たって昨日の文書で、開発行為申請時期が令和5年3月となっております。昨日の話では、それは申請するためには1年くらい前から相談しないとできないという話でございましたので、やはりそういうところをこのスケジュール感を見ながら、この時期にはこうしないと事業が進められないというふうなものをしっかりと見ていただいて、その辺のところも向こうのほうと話をしながら、きちっと取りあえずしていくようにぜひお願いしたいというふうに思います。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 おっしゃっていただいております開発の申請等の手続きは令和5年3月からというようなことになっております。今おっしゃっていただいた報告書の中で設計変更に関しましても今年度末、3月末までに完了するようにとりくんでいるというようなところがございますので、当然そういった内容、進捗状況等も管理をしながら、こちらのほうも確認をさせていただきながら、また議会のほうにも報告をさせていただきながら進めていきたいなと思っておりますので、改めてよろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 課長、先ほど追加で説明いただきましたけども、観光客が減ってて収入が減ってるよと。もともと見込んでいた分がないですよということで、それも含めて2か年にしましたと、報告をいただきましたけど。いやいや、先ほど嶋田委員がおっしゃっていたように、来年度の状況で収入が増えるかもしれないと。それを先にもう全額免除しますとしてしまうのは、やっぱりおかしいんじゃないかなというふうに思うんです。それは来年度の状況を見るなかで判断、その課長の先ほどの説明に反論じゃないですけど、それを言うんやったら余計に単年度できちっと判断をしていくべきだというふうに感じたんですけども、そこ

は説明、私らに対する内容は間違っていないかどうか、答弁をお願いします。

委員長

本庄都市創生課長。

都市創生
課長

私が申しあげさせていただきましたのが、今の呉竹荘あるいは今回の誘致事業に係ります駐車場の使用料の収入、この状況を見据える中で、今回、先ほど、ご意見をいただいております単年の話であったりとか複数年の話でありましたりとか、いわゆるそういった駐車場の収入等も見据える中で判断をしていく必要があると、町としては考えている、あるいは呉竹荘からもそういったことも含めた申入れが担当間での交渉、協議の中では出てきてるということを改めてご説明をさせていただいたところでございますので、町といたしましても、そこらを踏まえる中で一定の支援が必要だというようなことを考えております。それに関しましては、先ほどからの繰り返しになりますけれども、呉竹荘と協議をさせていただく中で、覚書という形で開業時期を議会あるいは住民の皆様につきり示していく、こういう約束をしましたよということでお示しをさせていただくような形で整理していきたいというところで複数年という話が協議の中で出てきましたので、それにより覚書を交わしているという方向で今、進めておったというところですので、よろしく願いいたします。

木澤委員

これまではそうされたという経緯の話であったと思うんですけど、やはり今日いろいろ議論する中で、その時々状況を見定めて判断していく必要があると思います。私は、そもそもこの内容自体、納得してませんが、話をするにしても単年度であるべきだと。1年ごとの状況を見て判断していくべきだというふうに思いますし、呉竹荘さんが出してきてるのは、頑張っても建設にかかるまでにこれくらいの期間が必要なので、それまでの間、免除してくださいと言ってきてるんやと思うんです。それと町の見解とがちょっと合っていないと思うんです。だから、やはりそここのところをはっきりさせるためにも、複数年の話ではなくてきちっと単年度にするということと、やはり担保を取るといいう、先ほどの話ですけども、に対して誠意をきちっと示していただきたいと。町から出している条件に対して、時期は明確に文書にするということは合意さ

れましたけども、それが履行されなかった場合どうするのかというのは、本契約に基づいて進めてきていますけど、コロナが災害認定されるのかどうかというのがわからない中で、それすらもきちっと町として請求は後々されるかもしれませんが、これが裁判になって、いやいやコロナが災害認定されたからそれは取れませんということになったら、全くもう町のほうに収入が入ってこないというリスクもあると思うんですね。だからこそ覚書できちっとその辺についても一定減免、免除する以上は、そちらも約束が守れなかったときにはきちっと援助した分は返金してくださいねという約束を取り付けておく必要があるというふうに、私は思います。以上です。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 ご意見ありがとうございます。町といたしましては、先ほど来からの繰り返しになりますけれども、今の確かに契約上、町が得るべき収入といたしましては2,075万1,000円年間ございます。ただ一方では、49年間という長きにわたります町への財政への寄与あるいは経済効果等も踏まえる中での今回の方向性を補足して現在、お示しをさせていただいているということで、一度改めましてにはなりますけれども、ご理解のほうお願いしたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の活用について、理事者の報告を求めます。本庄都市創生課長。

都市創生課長 各課報告事項、(3)地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の活用について、ご報告させていただきます。資料1をお願いします。

本事業は、世界文化遺産都市が行う、情報発信、普及啓発事業などに対する

文化庁の補助金制度（文化芸術振興費補助金）でして、補助率は原則100%となっております。補助対象者は、地域の文化遺産または世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等となっており、市町村で直接受けることはできません。このようなことから、当町では、法隆寺、斑鳩町、斑鳩町教育委員会、斑鳩町文化振興財団等により構成する世界文化遺産、地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが事業実施主体となっております。それでは、令和4年度に向けてまして、世界文化遺産、地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが文化庁に補助要望を行っております、世界文化遺産に係る当該事業内容について、資料にもとづきご報告します。

まず、1番、奈良・斑鳩里めぐりMAPの作成、ホームページの掲載です。奈良・斑鳩里めぐりMAPは、外国人観光客のまちあるきを促進するため、イラスト解説などでわかりやすく、町内の観光名所や店舗を巡ることのできるガイドブックで、中国語の繁体字版を500部作成しますとともに、令和元年度に作成しました外国人用観光ホームページにも掲載するものです。

続きまして、2番、巻物型パンフレットの増刷でございます。こちらは、外国人観光客向けに、世界文化遺産・法隆寺を絵で紹介するパンフレットでございます。フランス語版を500部、韓国語版を500部、中国語の繁体字版及び簡体字版をそれぞれ1,000部増刷するものであります。

続きまして、3番、欧米観光見本市等への出展です。広域連携DMOである一般財団法人関西観光本部が各国に出店・運営する、関西ブース内に、斑鳩町の特出しコーナーを設置するものです。続きまして、4番、東京・斑鳩リレーセミナーの開催です。昨年の聖徳太子1400年御遠忌の節目の年を契機とした、聖徳太子ゆかりの地・斑鳩町を内外に広く発信するために、東京と斑鳩によるリレーセミナーを開催してまいりたいと考えております。

以上、4項目の事業について、総事業費が416万7千円となっております。なお、補助採択の採否の結果については、3月末に通知される予定となっております。その結果によりまして、資料の右下に記載しております町単独事業費260万6千円の範囲内で実施してまいることとしておりますので、ご理解たまわりますよう、よろしくごお願い申し上げます。以上、地域文化財総合活用推進事業（世界文化遺産）

の活用についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 4番目ですね、事業予定額が220万1千円で、不採択でも行う事業が64万と、これはこの中のひとつだけを事業を行うということなんですか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 委員ご質問いただいておりますように、このコロナ禍の状況ではございます。一旦、町単独費としてあげさせていただいているのは、斑鳩町のほうで開催するものだけを採択がされなくても開催していきたいということで、町単独費として予算計上させていただく方向で調整をさせていただいております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)公営住宅長寿命化計画の策定について、理事者の報告を求めます。手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、令和4年度の新規事業であります公営住宅長寿命化計画の策定についてご説明申し上げます。

公営住宅長寿命化計画については、国土交通省住宅局が作成する公営住宅等長寿命化計画策定指針により中長期の事業内容、実施時期の供用期間等を検討して、長期的な管理の見通しを作成し、その見通しに基づき事業実施計画として公営住宅等の長寿命化計画を策定することとなっております。斑鳩町では、斑鳩町町営住宅長寿命化計画については、現計画が平成25年度から令和4年度までの計画となっており、来年度で計画が終了することにより、令和5年度

から令和14年度までの計画を令和4年度の予算で作成するものであります。

この計画については、来年度実施します長田住宅A棟の改修に伴う測量設計業務、再来年度実施の長寿命化改修工事において国庫補助金を活用する計画であり、この国庫補助金を活用するために必要な計画であります。

以上が公営住宅長寿命化計画の策定についてのご説明であります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。

(な し)

委員長

次に、(5)いかるが溜池駐車場の整備について理事者の報告を求めます。
手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、令和4年度の新規事業であります、いかるが溜池駐車場の整備についてご説明させていただきます。

いかるが溜池の周遊道路の整備については、平成26年度から令和元年度の間で奈良県により整備を実施したところであります。整備当初から駐車場については、三井の観光自動車駐車場をご利用いただくよう計画、説明していたところですが、周遊道路を利用される多くの方々から駐車場設置についてのご要望があることから、現在、駐車場の整備を新年度で計画しております。

場所は、いかるが溜池、堤防の南側に位置する農地において、農地所有者より町で活用してほしいとの要望がありましたことから、現在、駐車場整備につき関係機関の協議や法的な手続きを進めているところでございます。

また、いかるが溜池の西側の五ヶ村池北側において奈良県の土地があり、この場所についても現在、県と協議を進めているところであり、どちらについても、関係機関、関係法令等の整理ができましたら、いかるが溜池土地改良区や地元自治会へ説明を行いながら事業を進めていきたいと考えております

以上が令和4年度新規事業であります、いかるが溜池駐車場整備についてでございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 駐車場の台数はどのくらいですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 面積は先ほど言いました堤防南側につきましては、800平米の農地がござ
課長 います。これによりまして、現在風致等の協議も協議している中で、周辺の植
栽等々の計画もございまして、ちょっと具体的には何台というのは未だ決定は
しておりませんが、約800平米の平面の砂利敷きの駐車場で、できるだけ停
められるような形で計画してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 次に、(6)和のあかりと未来へのひかり事業について、理事者の報告を求
めます。 本庄都市創生課長。

都市創生 都市創生課より、和のあかりと未来へのひかり事業について、令和4年度の
課長 新規事業としましてご報告させていただきます。本町としましては、2021
年の聖徳太子1400年御遠忌を契機とした、聖徳太子ゆかり地、そして世界
文化遺産のあるまちを内外に広く周知するため、法隆寺様の多大なるご理解と
ご協力を賜りまして、今年度では、9月22日に、法隆寺中門前に特設ステー
ジを設け、金剛流宗家による能楽公演を行ったところです。また、11月6
日・7日には、法隆寺参道と法隆寺南大門前を中心として、住民ボランティア
の皆さんや大阪芸術大学の学生のみなさん、そして町内の保育園、幼稚園、
小・中学校の児童の皆さんが作製された多種多様なあかりを「和のあかり」と
して灯したところでございます。同日には、奈良県が主催者として法隆寺の中

門にて、文化を基盤とした地域活性化と、奈良県への来訪者数の増加を図るため、日本の様々な伝統芸能を世界に広く発信するイベントとして「芸能絵巻～和の心と美を世界に～」も開催され、夜の法隆寺かいわいにおいて、多くの方に、聖徳太子がとなえた、和を以て貴しと為すの心を思い、聖徳太子を町全体で偲ぶ、観光・文化イベントとして実施しました。

令和4年度につきましては、これまで官民連携により実施してまいりました和のあかりを継続し、さらには、今後迎えます、聖徳太子生誕1450年や法隆寺地域の仏教建造物の世界文化遺産登録30周年など、斑鳩町にとって節目のイベントもありますことから、「和のあかりと未来へのひかり」として、継続的かつ発展的なイベントとして実施し、さらなる、観光・歴史まちづくりを推進してまいりたいと考えております。なお、具体的な実施内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑みながら、法隆寺様をはじめ、様々な関連団体と調整し、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、和のあかりと未来へのひかり事業についてのご報告と致します。

宜しくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。

(な し)

委員長

次に、(7) 歴史・自然環境の活用について、理事者の報告を求めます。

本庄都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、令和4年度予算に新規事業として計上しております歴史・自然環境の活用についてご報告させていただきます。本町には、先代から脈々と受け継がれてきました、豊富な歴史環境や自然環境を持つ、斑鳩の里として、町民の皆さまをはじめ、多くの観光客に来訪いただいております、これらの不朽の財産を、より多くの方に斑鳩町の価値として知っていただくために、斑鳩三塔と呼ばれる、法隆寺、法起寺、法輪寺を見渡せるビュースポットの選定、調査を令

和4年度に行っていきたいと考えております。これまで、本町の観光振興に資する施策として、法隆寺だけではなく、町内を広くめぐっていただくために、まちあるき観光の推進を展開しており、新たな拠点整備することで、さらなる周遊の促進と滞在時間の長期化を図ってまいりたいと考えております。

以上、歴史・自然環境の活用についてのご報告とします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 ビュースポットの話ですけれども、それは具体的には例えばホームページに掲載せるとか、チラシをつくるとか、なんかでPRする予定がありましたら教えてもらいたいと思います。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 まずはそうしたビュースポットを実際に整備していけるとかというところで、来年度は選定調査、場所であったり、具体的な整備方法等について、業者にも委託をしながら調査をしていきたいなと思っております。今、齋藤委員おっしゃっていただいております周知につきましては、当然整備が完了いたしまして、皆様にご利用いただけるようになりまして、先ほど申しあげましたように、斑鳩町の観光スポットとして周知していくことになろうかと思っておりますので、ホームページであったりとか、様々な媒体を使いながら周知をしていくことになろうかなと今現時点では思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受

けをいたします。 木澤委員。

木澤委員 服部道ですけど、今までにも部分部分で補修はしていただいていたんですけど、だいぶ全体として傷んできていると思うんですけど、それを改修というんですかね、するような計画というのは現在はあるんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林
課長 現在は舗装の補修につきましては、町内全体を主要な道路についてでございますが、路面性状調査という調査を2年から3年ほど前に実施しております。路面の性状調査によりまして、路面の状態等々ランク付けした中で、悪いところから順次改修を進めており路線で言いますと、年間約2路線から3路線の舗装改修を行っているところでございます。今、服部道がどのような状態かというのは資料がございませんので即答はできませんが、来年度の事業としてはまだ含まれてないということは、もうちょっと先になるのかなというような状況でございます。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設
部長 今の答弁に補足させていただきます。今、町水道の漏水の事故が服部道内で数回おこっております。そういった老朽管更新で、イツボ川の服部の村のあたりから、県道大和高田斑鳩線までの間を水道の老朽管更新を実施したいと考えておりますので、その時には舗装も含めて上下水道の事業でやっていきたいと考えているところでございます。

木澤委員 町民の方から心配の声をいただきまして、随時の補修はしていますけど、やっぱり全体としても傷んできているのと、今、部長がおっしゃった陥没事故が起こったりしてますんで、できれば年次計画とか作って、こういう形で改善していこうと思っておりますというのを示せるようにしたいなと思うんですけども、そこのところはどうですかね。

都市建設
部長

イツボ川よりも東に向いて県道の大和高田斑鳩線までの区域につきましては、今答弁させていただいたとおり、水道の漏水の事故の後、今年だけでも4か所起こっております、それはその都度復旧をさせていただいておりますが、委員のおっしゃるように部分部分の補修になっておりますことから、担当課といたしましても早期に老朽管更新を行い、舗装の全面復旧までやっていきたいというふうに、老朽管補修を行う箇所につきましては、させていただきたいと思っております。また、改めまして年次計画等ができましたら、担当常任委員会で報告させていただきたいと思っております

委員長

ほかにごございませんでしょうか。

(な し)

委員長

これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けをいたします。

中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

(午前10時55分 閉会)